

令和8年度

新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



湯前町では、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～⑤の要件をすべて満たす世帯が対象となります

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦の所得を合わせて500万円未満※1
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ 申請時において、夫婦ともに町内に居住し、かつ住民登録を行っていること
- ⑤ その他、お住いの市区町村が**定める要件等※2**を満たす世帯

※1 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

※2 定める要件等については、裏面をご覧ください

どのような費用が対象なの？



新居の住宅費

- ① 新居の購入費
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ③ 新居のリフォーム費用

新居への引越費用

- ④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。

結婚新生活支援事業の交付要件について

※その他の要件等についてはお尋ねください

結婚新生活支援事業の補助金の交付にあたり、年度内に以下の①～④のいずれかを一つ以上受講、あるいは実施する必要があります。

選んでいただいたメニューを受講、実施した証明が必要となりますので、事前に下記の問い合わせ先までご相談ください。**（夫婦双方の受講が必要です。）**

申請方法については、湯前町ホームページ「結婚新生活支援事業」または下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

① ライフデザイン支援講座の受講

- ・湯前町が実施するライフデザイン支援講座は、令和8年8月以降に実施予定としております。
- ・開催時期や内容については、町ホームページ等で随時お知らせいたします。

② プレコンセプションケアに関する講座の受講

- ・国立成育医療研究センターが公開している啓発動画を視聴できます。

【センターHP】 <https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/preconception/>

- ・熊本県では、性と健康のオンライン相談事業が無料で行われてます。

【熊本県HP】 <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/35/264527.htm>



③ 医療機関等への妊娠・出産に関する相談

（夫婦双方の相談が必要です。保健師への相談でも可）

④ 共家事・子育て講座の受講

（男性の家事・育児参画のための講座及び乳幼児とのふれあう体験、子育て世帯との意見交換を含む）

- ・厚生労働省「共育プロジェクト」が公開しているセミナー動画が視聴できます。

【共育プロジェクトHP】 <https://tomoiku.mhlw.go.jp/seminarevent/archive/>



【問い合わせ先】 湯前町役場 企画観光課 地域振興係 ☎0966-43-4129（直通）
Mail: kikakushinkou@town.yunomae.lg.jp